

防衛医学研究センター規則第2号

防衛医学研究センターの業務分掌規則を次のように定める。

平成8年10月1日

防衛医学研究センター長 吉 岡 正 彦

防衛医学研究センター業務分掌規則

改正 平成 9年10月 1日規則第 1号
平成23年 4月 1日規則第 1号
平成28年 3月31日規則第 1号
令和 2年 3月31日規則第 1号

(外傷研究部門)

第1条 外傷研究部門においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 侵襲多発に際する主要臓器障害の病態解明と治療に係る研究に関する事。
- (2) 当該研究部門(分子生物学研究室、救急処置実験室、滅菌洗浄室、廃棄物貯蔵室を含む。)で使用する物品の管理に関する事。
- (3) 分子生物学研究室、救急処置実験室、滅菌洗浄室、廃棄物貯蔵室の管理に関する事。
- (4) その他当該研究部門の業務に関する事。

(医療工学研究部門)

第2条 医療工学部門においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 被侵襲者の診断と治療に必要な機器に係る研究に関する事。
- (2) 当該研究部門(生体信号計測実験室を含む。)で使用する物品の管理に関する事。
- (3) 生体信号計測実験室の管理に関する事。
- (4) その他当該研究部門の業務に関する事。

(特殊環境衛生研究部門)

第3条 特殊環境衛生研究部門においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 特殊環境とその対策に係る研究に関する事。
- (2) 当該研究部門(ストレス実験室を含む。)で使用する物品の管理に関する事。
- (3) ストレス実験室の管理に関する事。
- (4) その他当該研究部門の業務に関する事。

(行動科学研究部門)

第4条 行動科学研究部門においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 侵襲等によるストレス時における行動科学的研究に関する事。
- (2) 当該研究部門で使用する物品の管理に関する事。
- (3) その他当該研究部門の業務に関する事。

(生体情報・治療システム研究部門)

第5条 生体情報・治療システム研究部門においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 低侵襲の生体情報計測システム及び治療システムに係る研究に関すること。
- (2) 当該研究部門で使用する物品の管理に関すること。
- (3) その他当該研究部門の業務に関すること。

(広域感染症疫学・制御研究部門)

第6条 広域感染症疫学・制御研究部門においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 感染症疫学対策及び感染防護に係る研究に関すること
- (2) 当該研究部門で使用する物品の管理に関すること。
- (3) その他当該研究部門の業務に関すること。

(委任規定)

第7条 この規則に定めるもののほか、防衛医学研究センター業務分掌に関し必要な事項は、各研究部門の教授が研究センター長の承認を得て定める。

附 則

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。